

(2) 都市計画区域内道路事業の施行に關しての申合せ

昭和39年4月28日申合せ  
昭和54年3月9日改正  
平成6年2月9日改正  
平成7年6月21日改正  
土木部 道路建設課長  
" 道路維持課長  
" 都市計画課長  
" 都市整備課長

道路建設課、道路維持課、都市計画課及び都市整備課は、都市計画法に基づき建設される道路の建設及び供用開始後の維持管理の円滑化を図るため、次の申合せをするものとする。

1 都市計画道路の計画決定前協議

都市計画課は、都市計画道路の決定（変更を含む。）について都市計画地方審議会に付議する場合には、事前に道路建設課及び道路維持課と合議するものとする。

2 県管理予定道路の確認

- (1) 都市整備課は、街路事業の施行者として事業計画を立案するときは、あらかじめ道路維持課と協議し、立案に係る街路が建設完了後知事管理の一般国道又は県道として県が管理すべき道路（以下「県管理予定道路」という。）であることの確認をうけなければならない。
- (2) 市町村、土地区画整理組合又は市街地再開発組合（以下「市町村等」という。）が街路事業の施行者であるときは、都市計画課は事業の認可にあたり事前に道路維持課と協議し、当該認可事業のなかに県管理予定道路が含まれているか否かの確認をうけなければならない。ただし、明らかに県管理予定道路が含まれないと認められるものについてはこの限りでない。
- (3) 前項の規定にかかわらず、土地区画整理組合から土地区画整理法第17条の規定により道路管理者（道路維持課）に対し県管理道路の地区編入承認の申請がなされた場合にあっては、道路維持課は当該申請に対する審査を行う時点において、土地区画整理事業施行区域内に地区編入承認申請に係る道路のほか県管理予定道路があるかどうかを確認し、その結果を申請者及び都市計画課に通知することにより前項の手続きにかえるものとする。

3 県管理予定道路の事業着手前協議

県管理予定道路の建設を行う者（以下「事業施行者」という。）は、当該道路の建設に着手する前にそれぞれ次の各号により関係課と協議するものとする。

道路建設課又は都市整備課が事業施行者である場合には、事業施行者は事業着手前にあらかじめ都市計画課及び道路維持課と協議するものとする。

市町村等が事業施行者である場合には、都市計画課は事業の認可にあたっては、市町村等に対して事業に着手する前にあらかじめ道路維持課と協議するよう指導するものとする。

4 県管理予定道路の路線認定及び区域決定

- (1) 道路維持課は、2により県管理予定道路であることの確認をした道路が新たな県道としての

路線の認定を要するものであるときは、すみやかに認定の手続きをとるものとする。

- (2) 道路維持課は、3による事業着手前協議が調った県管理予定道路について、それぞれの次の各号により道路区域の決定(変更)の手続きをとるものとする。

3の によるものについては、建設着手時に区域決定(変更)するものとする。

なお、当該事業が供用中の市町村道の拡幅であるときは、順次当該市町村道区域の引継ぎを受け、拡幅部分とあわせて区域決定(変更)するものとする。

3の によるものについては6により道路維持課への引継ぎがなされた時に区域決定(変更)するものとする。

- (3) 道路区域の決定(変更)に当たり、県管理予定道路が既設県管理道路と同様の機能を有するときは、当該既設県管理道路区域を当該区域の存する市町村に移管すべきものとして位置付けるものとする。

#### 5 市町村等に対する指導

市町村等が県管理予定道路を建設する場合には、道路維持課は関係土木事務所をして、その指導にあたらせるものとする。

#### 6 県管理予定道路の道路維持課への引継ぎ

県管理予定道路の建設が完了したときは、それぞれ次の各号に定めるところにより道路維持課への引継ぎを行なうものとする。

道路建設課又は都市整備課が事業施行者である場合には、「道路の区域の決定・変更及び供用開始に関する事務処理要綱」(昭和54年3月12日制定。以下「処理要綱」という。)に定めるところにより道路維持課へ引継ぐものとする。

なお、事業完了前であっても処理要綱第4の1に該当する区間については、順次引継ぐことができるものとする。

市町村等が事業施行者である場合には、関係土木事務所において現地確認をしたうえ、処理要綱第3の3に定める引継書により引継ぎをうけた後、すみやかにこれを道路維持課に進達するものとする。

#### 7 県管理予定道路の供用開始

6により道路維持課への引継ぎがなされた県管理予定道路の供用開始の手続きは、道路維持課において遅滞なく行うものとする。

#### 8 県管理予定道路の建設期間中における占用物件の取扱い

6により道路維持課への引継ぎがなされるまでの間は、県管理予定道路には原則として占用物件の設置は認めないものとする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

道路建設課又は都市整備課が事業施行者である場合において、岐阜県道路工事および地下埋設工事等連絡協議会においてあらかじめ調整の図られた占用物件を設置するとき

市町村等が事業施行者である場合において、上下水道管の建設と同時に設置することが望ましい占用物件であって関係土木事務所との協議がととのったものを設置するとき